

1 牛肉の輸出について

輸出可能な処理施設としてシンガポール政府の認定を受けた施設

- ・群馬県食肉卸売市場（群馬県）
- ・南九州畜産興業株式会社（鹿児島県）
- ・サンキョーミート株式会社 有明ミート工場（鹿児島県）

輸出のための主な条件

- ・シンガポール政府が認定した施設で処理されること
- ・日本で生まれ、飼育された牛由来であること
- ・30か月齢未満の牛由来の脱骨したものであること（とさつ、解体の過程で、扁桃、回腸遠位部、脳、目、せき髄、頭蓋及びせき柱が除去されていること）

2 豚肉（黒豚）の輸出について

輸出可能な処理施設としてシンガポール政府の認定を受けた施設

- ・南九州畜産興業株式会社（鹿児島県）

輸出のための主な条件

- ・シンガポール政府が認定した施設で処理されること
- ・日本で生まれ、飼育された豚由来であること
- ・冷凍豚肉であること